

【指定管理者選定における審査基準表】

審査基準		審査の視点	配点	評点				
(1) 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上 (手続条例第5条第1号)	① 利用者の平等利用の確保	施設運営のための運営方針は、本市施設の使命や設置目的にかなっているか。	20	5	4	3	2	1
		高齢者、妊産婦、障がい者等への配慮等、利用者の公平利用について、考慮しているか。		5	4	3	2	1
	② サービス向上	利用者等の要望、意見等を把握し、迅速に反映させる方法がとられているか。		5	4	3	2	1
		利用者等のトラブルの未然防止と対処方法は十分か。		5	4	3	2	1
(2) 公の施設の効用の最大発揮及び管理経費の縮減 (手続条例第5条第2号)	① 施設の効用の発揮	利用拡大を図るための方策が適切にとられているか。	20	5	4	3	2	1
		地域、関係機関、ボランティア等との連携(交流、協力)が、積極的に図られているか。		5	4	3	2	1
		施設や設備の維持管理は、効率的に計画されているか。		5	4	3	2	1
		防災や事故等、緊急時の対応に関する取組みは的確で、事故防止にも取り組んでいるか。		5	4	3	2	1
	② 管理経費の縮減	上限提示額に対する提案額の割合	15	5	4	3	2	1
		提案額の中に民間のコスト削減のための創意工夫が組み込まれているか。		5	4	3	2	1
		利益の一部を市に還元させるような提案はあるか。また、その内容はどうか。	5	4	3	2	1	
(3) 管理を安定して行う物的及び人的能力 (手続条例第5条第3号)	① 物的能力	団体の経営が安定しており、施設管理を継続安定的に行うことができるか。	25	5	4	3	2	1
		過大な収入(利用者数増など)を見込む、必要な支出を計上しないなど、不適切な収支計画となっていないか。		5	4	3	2	1
		個人情報保護及び情報公開への取組みは適切か。		5	4	3	2	1
	② 人的能力	適切な人員や有資格者を配置しているか。		5	4	3	2	1
		職員への指導育成、研修体制は十分か。		5	4	3	2	1
(4) その他の要件 (手続条例第5条第4号)	① 自主事業	自主事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ、利用者にとって魅力的なものか。	20	5	4	3	2	1
	② その他提案	新たなサービス展開に向けた提案や地域雇用、地元企業活用など地域活性化につながる提案等があるか。		5	4	3	2	1
	③ 運営実績	他団体や類似施設における運営実績はあるか。(当該施設の実績を含む。)		5	4	3	2	1
	④ 地域支援業務に対する考え	地域支援業務の方策は適切かつ魅力的なものか		5	4	3	2	1
合 計			100					